

**やまなし人口戦略フォーラム運営業務委託
企画提案募集要項**

令和7年4月

山 梨 県

**やまなし人口戦略フォーラム運営業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和7年4月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1. 企画提案を求める業務の概要

1.1 目的

人口減少問題に直面する地方の実情を本県から広く全国に発信するとともに、国や経済界、若者世代等と幅広く当事者意識と危機感を共有することにより、人口減少対策について広く議論を提起し、その機運を醸成するため、政府関係者や経済界、学識経験者などの有識者または若者世代を招聘したフォーラムを開催する。

このフォーラムを開催するにあたり、企画提案公募により業務委託の候補とする事業者を募集する。

1.2 名称

やまなし人口戦略フォーラム運営業務委託

1.3 委託内容

別紙、仕様書による。

1.4 予算上限額

本業務に係る経費としての金額13,689千円（消費税及び地方消費税を含む）。ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の上限を示すためのものであることに留意すること。

2. 企画提案の参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
- エ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。
- ※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

(郵便番号) 〒400-8501

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当

(電話番号) (055) 223-1395

3. 企画提案参加資格の確認

企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。なお、提出された申請書類は返却しない。

- (1) 申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。
- (2) 申請書を持参で提出する場合の提出期間及び提出場所は次のとおりとする。
- (提出期間) 公告の日から令和7年5月7日（水）まで
- 持参する場合の受付は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (提出方法) 持参または郵送
- (所在地) 〒400-8501
- 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号山梨県庁北別館4階
- (機関名) 山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課
- (電話番号) (055) 223-1845

- (3) 申請書に次のものを添付すること。

- ア 会社概要等整理表（別紙様式第2号）
- イ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（別紙様式第3号）
- ウ 誓約書（別紙様式第4号）
- エ 2（3）を証した書類の写し

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の三により申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

4. 企画提案参加資格審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は令和7年5月12日（月）までに郵送により通知する。なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、上記の連絡を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内に書面（様式自由）により理由について説明を求めることができる。

5. スケジュール

5.1 企画提案説明会

実施しない。

5.2 質問の受付

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第5号）に記載の上、電子メールにて次の宛先に送信後、電話にて本県側の受信を確認すること。なお、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には回答しないことがある。

（電子メール） jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp
（件名） 「やまなし人口戦略フォーラム運営業務委託に関する質問」
（機関名） 山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課
（電話番号） （055）223－1845

(2) 受付期間

公告の日から令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は随時行うものとし、令和7年5月12日（月）午後5時までに全ての質問に対し電子メールにて回答し、山梨県ホームページに掲載する。

5.3 企画書の提出

仕様書に基づき様式任意で企画書を作成し、企画提案書（別紙様式第6号）を付して、次により提出すること。

(1) 提出部数および提出方法

企画書を書面で正本1部（副本10部）および電子媒体としてCD-ROM1枚に格納し提出すること。提出は、持参又は郵送とする。期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

(2) 企画書を持参で提出する場合の提出期限及び提出場所は次のとおりとする。

（提出期間） 令和7年5月26日（月）まで
ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
（郵便番号） 〒400-8501
（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号山梨県庁北別館4階
（機関名） 山梨県 人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課
（電話番号） （055）223－1845

(3) 企画書を郵送で提出する場合の受領期限及び送付場所は次のとおりとする。

(送付期限) 令和7年5月26日(月) 午後5時必着

(送付場所) 〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号山梨県庁北別館4階

山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課

※郵送により提出した旨を(2)の電話番号に連絡すること。

5.4 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 実施日

令和7年5月30日(金)

※ 企画提案者数が多い場合には別途調整のうえ連絡する。

(2) 会場

山梨県庁内を予定しているが、詳細については企画書を提出したものに対し、別途連絡する。

(3) プレゼンテーションの時間

1社30分(提案書説明15分、質疑応答10分、入退室5分)を予定

(4) その他

ア 提案説明は、企画業務の主たる担当者が行うこと。

イ 会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意する。ただし、Wi-Fi環境が必要な場合には各自準備すること。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別に提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

6. 審査及び委託業者の決定に関する事項

6.1 委託業者の選定方式

委託業者については、一般公募により幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定する。

6.2 審査委員会

審査は、企画書及び企画提案のプレゼンテーションについて、「やまなし人口戦略フォーラム運営業務委託審査委員会」において行う。

6.3 審査基準

審査の基準は、「やまなし人口戦略フォーラム運営業務委託審査基準」による。

6.4 審査及び採用者の決定に関する事項

(1) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 案審査

審査委員会は、企画書及び提案者からのプレゼンテーションによる質疑応答を実施して審査する。

イ 優先交渉権者の選定

審査会は、審査項目ごとの評価を行い採点結果の合計が最も高い企画案を提案した業者を選定する。得点が同一の場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。ただし、総得点が1位であっても、得点が著しく低い評価項目がある場合は、本業務委託の候補者として選定しないことがある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、企画書の提出のあった全ての提案者に対して6月上旬に郵送により通知する。

7. 委託契約

県は、審査委員会の選定結果をもとに決定した優先交渉権者を委託契約候補者とし、見積書徴収後、予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。

8. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者

イ 申請書、企画書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

ウ 2件以上の企画提案をした者

9. その他

(1) 提案参加資格の喪失

業者選定日から委託契約の締結までに、実施要領において提示された提案参加資格の一部または全部を喪失した場合には、県は委託契約を締結しないことができる。企画が選定された法人が、選定から契約締結の間に「2. 企画提案の参加資格」に掲げた資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 企画書の提出辞退

参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、「企画提案不参加表明書（別紙様式第7号）」によるものとし、企画書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはいししない。

(3) 企画書の受理

応募資格を有しない者の企画書は受理しない。また、記載内容に不備がある企画書等、不適切と判断される企画書は受理しないことがある。

(4) 費用負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。また、この契約の締結に要する費用及び契約代金その

他の金銭の送金並びに受領に伴う費用は、受託者の負担とする。

(5) 提出書類等の扱い

提出された書類等は返却しない。また、その書類等は、企画の選定及び業務委託予定者の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(6) 秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(7) 担当者の変更

企画書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする（様式任意）。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。

(8) 企画提案選定の中止等

提出された企画書が全て選定するに至らない場合、若しくは企画書の提出がなかった場合は、中止又はその他の方法によることがある。

(9) 契約

企画が選定された法人については、県と協議の上、山梨県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結する。また、選定された企画の内容については、協議の過程で変更修正する場合がある。なお、事業を進めるにあたっては県の業務担当職員と密接な連絡・調整を行うものとする。この契約の成立及び効力その他の一切の事項については、日本国の法令に準拠するものとし、管轄裁判所は県の所在地を管轄する裁判所とする。

(10) 調査報告

受託者は、事業終了後、県に実績報告書を提出する。また、実績報告書に基づくデータを提出すること。